

外国向代金取立取扱約定

2020年4月1日 現在

1. (手形の送付)

受託外国向荷為替手形、為替手形、小切手など（以下、手形という）および付属書類は当行または、当行為替取引先が適当と認める時期および運送方法により支払地へ送付いたします。

この場合郵便物の延着・紛失・誤送そのほかの事故のために生じた損害については、当行はその責任を負いません。

2. (手形の引受けに関する付属書類の交付)

次の場合には手形の引受けに対し、付属書類を手形引受人に交付いたします。

(1) 手形面または取立依頼書に Documents Against Acceptance または D/A もしくはこれと同様の意義のある文言の特記がある場合。

(2) 手形引受地もしくは支払地の慣習として、Documents Against payment 条件を認めない場合。

当行または当行為替取引先が必要と認めたときは、Documents Against Acceptance の条件の場合においても、委託者に通知することなく、Documents Against payment に変更することがあります。

3. (手形金額の支払いに関する付属書類の交付)

手形面または取引依頼書に Documents Against payment または D/P もしくはこれと同様の意義のある文言を明記した場合および付属書類の処置に関しなんらの記載のない場合には、手形金額の支払いに対し付属書類を支払人に交付します。

4. (手形支払い時の手形および付属書類の交付)

手形および付属書類は、手形期日、支払場所に関係なく手形金の支払いがあったとき、支払人に交付します。

5. (手形の引受けまたは支払い時の損害)

手形の引受けまたは支払いをした者を、取立銀行で手形引受人または支払人と認めたために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (取立銀行の通知)

手形は、取立銀行の都合によって支払人に対し単に取立手形到着の旨を通知することとどめ、引受または支払いを求めるための呈示をしないことがあります。

なお、手形満期日において手形支払人の申し出によりまたは手形支払期日経過後でも取立銀行の見込によって委託者に通知することなく、適宜手形を留めおき、取立について猶予を与えることがあります。これに対し当行は責任を負いません。

7. (引受または支払拒絶による手形の取扱)

手形の引受または支払拒絶の際は、委託者より何分の申し出があるまで、取立銀行に留めおきます。

8. (手形について引受または支払拒絶証書の作成等の手続)

手形について引受または支払拒絶証書の作成そのほかの権利保全に関する諸手続を必要とするときは、取立依頼の際、特に取立依頼書に明記されたものまたは後日（当行が当行為替取引先へ電話または航空便をもって通知する時間的ゆとりがある場合）書面をもってご依頼のものに限りお手続きいたします。ただし、支払地の事情、慣習そのほかの事情によって前記の手続ができないことがあります。

9. (手形の取立あるいは不渡などの取扱)

手形の取立あるいは不渡などについて、電話通知そのほか特別の取扱いを必要とするときは、取立依頼書にその旨明記をお願いいたします。明示のない場合は、通常のお取扱いをいたします。

10. (免責事項)

付帯荷物が仕向地到着にかかわらず、手形名あて人が荷物の陸揚げ、倉入、通関および付保などの手続をしない場合には、当行または当行為替取引先の見込みをもってこれらの手続を行いあるいはこれらの手続を見合わせるなど、そのいずれの場合においても、これによって生じた損害または前記運送、通関、倉庫および保険など各業者の故意または過失、戦争、天災、地変そのほか不可抗力などいっさいの事態から生じた損害に対し当行は責任を負いません。

11. (期間特定倉庫の指定の取扱)

手形引受人が手形支払日までの期間特定倉庫を指定し、付帯荷物の倉入方を請求した場合、当行または当行為替取引先の認定によりこれを承諾することがありまたは承諾しないことがあります。これらの場合の危険または損害に対し当行は責任を負いません。

12. (手形支払い人への対応)

当行または当行為替取引先が必要と認めたときは、委託者に通知することなく手形支払人に対し

- (1) 手形金額の一部支払いに対し、送り状に照らしこれに相当する付帯荷物の内渡し
- (2) 手形の引受けまたは支払以前に付帯荷物の閲覧
- (3) 付帯荷物到着まで、手形の引受けまたは支払の猶予を許容することがあります。
- (4) (1)号の支払いが手形の満期日以前である場合、その土地の慣習によりもしくは慣習のない場合は、当行または当行為替取引先の規定により内入金に対する相当利息を支払人に割りもどしすることがあります。

13. (当行為替取引先またはその代理店の過失等)

当行為替取引先またはその代理店の過失、怠慢、営業停止、支払不能、破産ならびに手形取立代金の延着、為替差損、紛失、仕向地の商慣習などによって損害が生じても、当行は責任を負いません。

14. (諸費用)

手形代金取立済の報告により、当行は手形金額から代金取立およびこれに関する当行または当行為替取引先のいっさいの行為によって生じたあらゆる費用もしくはお立替金を差引きのうえ、委託者の当座預金またはそのほかご指示の預金にお振替いたします。ただし、前記諸費用などの全部もしくは一部が取立代り金お支払いの際判明しない場合は後日別途に、手形が不渡の場合は、不渡に関する諸費用に前記諸費用などを合算してご請求いたします。

前項の場合において為替予約のないときは、取立代り金のお支払いについては当日の銀行電信買相場もしくは一覽払手形相場をもって、また、諸費用などの差引もしくは受入については、当日の銀行電信売相場をもって換算いたします。

15. (手形の返却)

手形が不渡となった場合には、その旨委託者に通知し、不渡手形および付属書類は当行に到着次第委託者に返却いたします。当行所定の期間を経過しても委託者が不渡手形および付属書類を引取られないときは、当行は保管の責任を負いません。

16. (手形以外の代金取立の取扱)

手形以外の代金取立を依頼されたいときは、前各号に準じてお取扱いいたします。

17. (権利の譲渡・質入)

取立委託者の権利は当行の承諾を得なければ、譲渡または質入をすることができません。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前号によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二号による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

当行へ代金取立を依頼されたときは、以上の規定のすべてを承諾されたものとしてお取扱いいたします。

以 上